

随意契約理由書

件名	須磨(神の谷)配水管取替工事	
契約の相手方	沼田建設工業株式会社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号	
随意契約の理由	<p>本工事は事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和元年7月31日に入札中止となったものである。</p> <p>本工事対象の水道管路は経年化しており、更新時期が遅延することで、赤水による水質悪化や漏水による断水が発生するなど市民生活に多大な影響を及ぼすリスクが高い。また、本件工事路線地域は、過去より漏水が多く発生していることから、速やかな現場着手が必要である。</p> <p>そのため、随意契約により速やかに現場着手すべく、土木一般工事登録業者で水道工事の実績がある市内事業者を対象に契約交渉を行ってきたが、技術者の手配ができない等の理由により、なかなか合意には至らなかった。一方で、水道局発注の配水管取替工事の不調が相次いでいることから、再度発注しても同様に不調となることが予想されたため、いったん断られた業者に対しても、繰り返し交渉を行ってきたところ、上記請負人と合意に至ることができた。</p> <p>なお、上記請負人は、須磨区に本社を持ち、迅速な人員及び資材の確保が期待できる。また、水道工事の実績も有している。以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、」に該当し、上記請負人と随意契約し、速やかな現場着手を図るものとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局事業部配水課	(電話番号 322-5900)